

保護預り規定（封緘預り証書式）

十八親和銀行

1.（保護預り品の内容物の範囲）

(1)この保護預りでは、次に掲げるものを封緘したうえ預けてください。

- ① 公社債券、株券、その他の有価証券
- ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書、その他の重要書類
- ③ 貴金属、宝石、その他の貴重品 ただし、壊れやすいものは格納できません。
- ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

(2)当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは保護預りをお断りすることがあります。

2.（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から1か年とし、契約期間満了日までに預け主または当行から解約の申し出をしない限り、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

3.（手数料）

(1)保護預りの手数料は、契約期間を単位として、ホームページ記載の金額を前払いするものとし、1年後の契約応答日、引落不能だった場合等は支払日以降、振替が可能と確認できた日に、預け主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、契約期間の中途において解約があった場合でも既にいただいた手数料は返却いたしません。

(2)手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

4.（保護預り品の返還請求）

保護預り品の返還を請求するときは、預け主が、この証書の受取り欄に届出の印章により記名押印したうえで、この証書を提出してください。

5.（届出事項の変更等）

(1)この証書や印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、住所、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2)届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

6.（証書、印章の喪失時等の取扱い）

この証書または印章を失った場合の保護預り品の返還または証書の再発行は、書面による届出ののち、当行の手続が完了した後に行います。

この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

7.（印鑑照合）

この証書、依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて保護預り品の返還、その他の取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

8.（損害の負担等）

(1)災害、事変、その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により保管施設の故障等が発生したため保護預り品の返還の申し出に直ちに応じられない場合であっても、このために生じた損害については当行は責任を負いません。

(2)前項の事由による保護預り品の内容物の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。

(3)預け主の責めに帰すべき事由または保護預り品の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

9. (反社会的勢力との取引拒絶)

この保護預りは、第 10 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から E および第 3 号 A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 10 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から E または第 3 号 A から E の一にでも該当する場合には、当行はこの保護預りの利用申込をおことわりするものとします。

10. (中途解約等)

(1)この契約は、預け主の申し出によりいつでも解約することができます。この場合、第 4 条の手続により、保護預り品を引取ってください。なお、この証書または印章を失った場合に解約するときは、このほか第 6 条に準じて取扱います。

(2)次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をとってください。第 2 条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ① 預け主が手数料を支払わないとき
- ② 預け主について相続の開始があったとき
- ③ 預け主の責めに帰すべき事由または保護預り品の内容物の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
- ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
- ⑤ 預け主がこの規定に違反したとき

(3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預け主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの保護預りの利用を停止し、または預け主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第 1 項と同様の手続をしたうえで保護預り品を引取ってください。

- ① 預け主が契約時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預け主が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A.暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - B.暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - C.自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - D.暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - E.役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- ③ 預け主が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A.暴力的な要求行為
 - B.法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E.その他前各号に準ずる行為

(4)前 3 項による保護預り品の引取り手続が遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月

の翌月から明渡しの日属する月までの手数料相当額を月割計算により支払ってください。なお、当行はこの遅延損害金を引取り日に第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

- (5)第1項から第3項による保護預り品の引取り手続きが3か月以上遅延したときは、当行は開封のうえ保護預り品の内容物を別途管理もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は開封に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は預け主の負担となります。
- (6)手数料、遅延損害金、その他預け主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。

11. (保護預り品の一時引取り等)

- (1)保護預り品の保管施設の修繕または移転その他やむを得ない事由により、当行が保護預り品の一時引取りを求めたときは、直ちにこれに応じてください。
- (2)前項の事由が生じたときは、当行は預け主にあらかじめ通知することにより当行の本支店または当行が相当と認める第三者に保護預り品の保管を委託することができるものとします。

12. (緊急措置)

法令の定めるところにより保護預り品の内容物の開示もしくは引渡しを求められたとき、または店舗の火災、保護預り品の異変等緊急を要するときは、当行は開封し、その臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。

13. (譲渡、質入れの禁止)

この契約による預け主の権利およびこの証書は譲渡または質入することはできません。

14. (規定の変更)

- (1)この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2)前記の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用するものとします。

以 上

(2020年10月1日現在)

第3条第(1)項に定める保護預り手数料につきましては、下記当行ホームページにてご確認ください。

<https://www.18shinwabank.co.jp/price/commissions/hokan/index.html>